

一般財団法人宮崎県建築住宅センター 建築物耐震診断等判定業務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、一般財団法人宮崎県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、宮崎県の区域において、建築物を対象に実施される耐震診断の結果等について、技術的な判定を行う業務（以下「判定業務」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第2条 判定業務は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に基づく、建築物の耐震診断及び耐震補強設計の実施についての技術上の指針またはこれと同等と認定された耐震診断法により既存建築物について行った耐震診断の結果、または耐震補強設計の結果について、公正かつ適確に判定を行うものとする。

（判定事項）

第3条 判定業務は、次の事項に関して行う。

- （1）耐震診断の結果
- （2）耐震補強設計の結果

（判定）

第4条 前条の判定は、センターの理事長（以下「理事長」という。）が、次条に掲げる判定委員会の議に付し行うものとする。

（判定委員会の設置）

第5条 センターは、耐震診断及び耐震補強設計に関する専門的な見地から判定を行うため、建築物耐震診断等判定委員会（以下「判定委員会」という。）をセンター内に設置する。

（判定委員会の組織等）

第6条 判定委員会は、判定委員5名以上で構成し、このうち1名を判定委員長とする。

- 2 判定委員及び判定委員長は、学識経験者及び専門的知識を有する者のうちから理事長が選任する。
- 3 判定委員長は、会務を総理し、判定委員会を代表する。
- 4 判定委員長に事故あるときは、判定委員長があらかじめ指名する判定委員が、その職務を代理する。
- 5 判定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 任期の満了の前に退任した判定委員の補欠として選任された判定委員の任期は、退任した判定委員の任期の満了する時までとする。

（判定委員会の会議）

第7条 判定委員会の会議は、理事長が招集する。

2 判定委員長は、判定委員会の会議の議長となり議事を整理する。

3 判定委員会の会議は、判定委員（判定委員長を含む。）のうち過半数の出席がなければこれを開くことができない。

4 判定委員会の判定については、判定委員の合議により決定する。

5 判定委員長は、必要に応じて判定委員以外のものを出席させることができる。

（事務局等）

第8条 判定委員会の事務局をセンター内に置く。

2 理事長は、判定業務の円滑な実施を図るため、必要に応じて判定業務の専門的知識を有する専門委員を事務局に置くことができる。

3 専門委員は、理事長が選任する。

（秘密保持義務）

第9条 判定委員及び専門委員並びにセンター職員は、判定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（申請手数料）

第10条 判定業務に係る申請手数料の額については、理事長が別に定めるものとする。

（報酬等）

第11条 判定委員及び専門委員には、報酬及び旅費を支給する。

2 報酬及び旅費については、理事長が別に定めるものとする。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、判定業務に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年11月20日から施行する。

2 この規程に基づく最初の判定委員の任期は、第6条第5項の規定にかかわらず平成30年11月20日から平成33年3月31日までとする。

3 次に掲げる規程等については、この規程の施行の日に廃止する。

（1）宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定委員会設置規程（平成13年4月1日制定）

（2）宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定専門委員会設置規程（平成13年4月1日制定）

（参考：次に掲げる要領等も、この規程の施行の日に廃止される。）

（1）宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定委員会運営要領（平成13年4月1日制定）

- (2) 宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定委員会運営要領第5条の規定に基づいて定める手数料の額（平成17年6月6日制定）
- (3) 宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定委員会運営要領第6条の規定に基づいて定める判定委員会委員の報酬の額（平成17年6月6日制定）
- (4) 宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定委員会運営要領第9条の規定に基づく「個人情報取扱特記事項」（平成17年6月6日制定）
- (5) 宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定専門委員会運営要領（平成13年4月1日制定）
- (6) 宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定専門委員会運営要領第4条の規定に基づいて定める専門委員会委員の報酬の額（平成17年6月6日制定）
- (7) 宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定専門委員会運営要領第7条の規定に基づく「個人情報取扱特記事項」（平成17年6月6日制定）